

別紙3 「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について」の一部改正（平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号 厚生労働事務次官通知）

（変更点は下線部）

新	旧
<p>別紙</p> <p>障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金</p> <p>1 (略)</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 この国庫負担金は、障害児入所施設、障害児通所支援事業所、障害児相談支援事業所及び<u>指定発達支援医療機関</u>（以下「障害児入所施設等」という。）における児童等の入所後又は委託後の保護に必要な費用の負担及び障害児が障害児入所施設等において受けた指定入所支援及び指定通所支援等に要する費用の負担を行うことにより障害児の福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>(用語の定義及び解釈)</p> <p>3 この交付要綱において、次に掲げる用語の定義及び解釈は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 「<u>指定発達支援医療機関</u>」とは、<u>法第6条の2の2第3項</u>に規定する<u>指定発達支援医療機関</u>をいう。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(7) 「障害児入所措置費」とは、都道府県、指定都市又は児童相談所設置市が、<u>法第27条第1項第3号若しくは第2項</u>に規定する措置をとった場合における<u>法第50条第7号及び第7号の2</u>に規定するその児童等の入所又は委託に要する費用及び入所後の保護又は委託後の養育につき、<u>法第45条の</u></p>	<p>別紙</p> <p>障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金</p> <p>1 (略)</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 この国庫負担金は、障害児入所施設、障害児通所支援事業所、障害児相談支援事業所及び<u>指定医療機関</u>（以下「障害児入所施設等」という。）における児童等の入所後又は委託後の保護に必要な費用の負担及び障害児が障害児入所施設等において受けた指定入所支援及び指定通所支援等に要する費用の負担を行うことにより障害児の福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>(用語の定義及び解釈)</p> <p>3 この交付要綱において、次に掲げる用語の定義及び解釈は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 「<u>指定医療機関</u>」とは、<u>法第6条の2第3項</u>に規定する<u>指定医療機関</u>をいう。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(7) 「障害児入所措置費」とは、都道府県、指定都市又は児童相談所設置市が、<u>法第27条第1項第3号若しくは第2項</u>に規定する措置をとった場合における<u>法第50条第7号及び第7号の2</u>に規定するその児童等の入所又は委託に要する費用及び入所後の保護又は委託後の養育につき、<u>法第45条の</u></p>

新	旧
<p>設備及び運営基準を維持するために必要な費用（治療に要する費用を除き、<u>指定発達支援医療機関</u>については、委託後に要する費用とする。）をいい、次の費目に分けるものとする。</p> <p>ア 事務費 障害児入所施設及び<u>指定発達支援医療機関</u>を運営するために必要な職員の人件費、その他の事務の執行に伴う諸経費をいう。</p> <p>イ 事業費 事務費以外の経費（治療に要する費用を除く。）であって、障害児入所施設及び<u>指定発達支援医療機関</u>に入所している措置児童等（ただし、措置停止中のものを除く。）に直接必要な諸経費を総称したものをいう。</p> <p>ウ～エ （略）</p> <p>(8) （略）</p> <p>(9) 「障害児入所措置医療費」とは、都道府県、指定都市又は児童相談所設置市が、法第 27 条第 1 項第 3 号若しくは第 2 項に規定する措置をとった場合における法第 50 条第 7 号及び第 7 号の 2 に規定するその児童等の入所又は委託に要する費用及び入所後の保護又は委託後の養育につき、法第 45 条の設備及び運営基準を維持するために必要な費用（治療に要する費用に限り、<u>指定発達支援医療機関</u>については、委託後に要する費用とする。）をいう。</p> <p>(10)～(20) （略）</p> <p>(交付の対象)</p> <p>4 この負担金は、次の事業を交付の対象とする。</p> <p>(1) 障害児入所給付費等国庫負担金 ア 障害児施設措置費国庫負担金 (ア) 障害児入所措置費</p>	<p>設備及び運営基準を維持するために必要な費用（治療に要する費用を除き、<u>指定医療機関</u>については、委託後に要する費用とする。）をいい、次の費目に分けるものとする。</p> <p>ア 事務費 障害児入所施設及び<u>指定医療機関</u>を運営するために必要な職員の人件費、その他の事務の執行に伴う諸経費をいう。</p> <p>イ 事業費 事務費以外の経費（治療に要する費用を除く。）であって、障害児入所施設及び<u>指定医療機関</u>に入所している措置児童等（ただし、措置停止中のものを除く。）に直接必要な諸経費を総称したものをいう。</p> <p>ウ～エ （略）</p> <p>(8) （略）</p> <p>(9) 「障害児入所措置医療費」とは、都道府県、指定都市又は児童相談所設置市が、法第 27 条第 1 項第 3 号若しくは第 2 項に規定する措置をとった場合における法第 50 条第 7 号及び第 7 号の 2 に規定するその児童等の入所又は委託に要する費用及び入所後の保護又は委託後の養育につき、法第 45 条の設備及び運営基準を維持するために必要な費用（治療に要する費用に限り、<u>指定医療機関</u>については、委託後に要する費用とする。）をいう。</p> <p>(10)～(20) （略）</p> <p>(交付の対象)</p> <p>4 この負担金は、次の事業を交付の対象とする。</p> <p>(1) 障害児入所給付費等国庫負担金 ア 障害児施設措置費国庫負担金 (ア) 障害児入所措置費</p>

新	旧
<p>都道府県、指定都市又は児童相談所設置市が、法第 27 条第 1 項第 3 号又は第 2 項に規定する措置をとった場合における法第 50 条第 7 号及び第 7 号の 2 に規定する措置をとった場合における法第 50 条第 7 号及び第 7 号の 2 に規定するその児童等の入所又は委託に要する費用及び入所後の保護又は委託後の養育につき、法第 45 条の設備及び運営基準を維持するために必要な費用（治療に要する費用を除き、<u>指定発達支援医療機関</u>については、委託後に要する費用とする。）</p> <p>(イ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>5 この国庫負担金の交付額は、次の(1)及び(2)により算出された額の合計額とする。</p> <p>(1) 障害児入所給付費等国庫負担金</p> <p>ア 障害児施設措置費国庫負担金</p> <p>(ア) 基本額</p> <p>① 障害児入所措置費</p> <p>この国庫負担金は、各年度において、その地方公共団体における支弁総額（個々の障害児入所施設及び<u>指定発達支援医療機関</u>に対する各月の支弁額（治療に要する費用を除く。）の年間の合算額の全障害児入所施設及び<u>指定発達支援医療機関</u>の合計額をいい、その額がその地方公共団体が児童等の措置のために要した実支出額（治療に要する費用を除き、当該費用のための寄付金があるときは、その寄付金の額を控除するものとする。）を超えるときは実支出額とする。以下この項において同じ。）</p>	<p>都道府県、指定都市又は児童相談所設置市が、法第 27 条第 1 項第 3 号又は第 2 項に規定する措置をとった場合における法第 50 条第 7 号及び第 7 号の 2 に規定する措置をとった場合における法第 50 条第 7 号及び第 7 号の 2 に規定するその児童等の入所又は委託に要する費用及び入所後の保護又は委託後の養育につき、法第 45 条の設備及び運営基準を維持するために必要な費用（治療に要する費用を除き、<u>指定医療機関</u>については、委託後に要する費用とする。）</p> <p>(イ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>5 この国庫負担金の交付額は、次の(1)及び(2)により算出された額の合計額とする。</p> <p>(1) 障害児入所給付費等国庫負担金</p> <p>ア 障害児施設措置費国庫負担金</p> <p>(ア) 基本額</p> <p>① 障害児入所措置費</p> <p>この国庫負担金は、各年度において、その地方公共団体における支弁総額（個々の障害児入所施設及び<u>指定医療機関</u>に対する各月の支弁額（治療に要する費用を除く。）の年間の合算額の全障害児入所施設及び<u>指定医療機関</u>の合計額をいい、その額がその地方公共団体が児童等の措置のために要した実支出額（治療に要する費用を除き、当該費用のための寄付金があるときは、その寄付金の額を控除するものとする。）を超えるときは実支出額とする。以下この項において同じ。）から当該年度に</p>

新	旧
<p>から当該年度における(オ)に定める徴収金基準額を控除した額を基本額として負担するものであること。ただし、当該年度における徴収金基準額が当該年度の支弁総額を超える場合においては、当該支弁総額と同額まで控除するものであること。</p> <p>なお、福祉・介護職員処遇改善加算費及び福祉・介護職員処遇改善特別加算費については、次により算定する。</p> <p>(i)～(ii) (略)</p> <p>② (略)</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ウ) 保護単価の設定の方法</p> <p>① 保護単価の関係者への通知</p> <p>都道府県知事、指定都市又は児童相談所設置市の市長は、その監督に属する障害児入所施設及び<u>指定発達支援医療機関</u>について、次の②から③までに定めるところによりその年度における障害児入所措置費の保護単価を設定しなければならないこと。</p> <p>この場合において、都道府県知事、指定都市又は児童相談所設置市の市長は、その保護単価その他の支弁に関する必要な事項について障害児入所施設及び<u>指定発達支援医療機関</u>の長に対し通知する措置を講ずること。</p> <p>② 事務費の保護単価の設定方法</p> <p>(i) (略)</p> <p>(ii) (i)により保護単価が設定されたときは、これをその年度の当初の月に係る事務費の支弁から適用するものとし、その後においてその年度中にその障害児入所施設及び<u>指定発達支援医療機関</u>の定員の改定等があった場合においては、その改定のあった日の属する月の翌月</p>	<p>における(オ)に定める徴収金基準額を控除した額を基本額として負担するものであること。ただし、当該年度における徴収金基準額が当該年度の支弁総額を超える場合においては、当該支弁総額と同額まで控除するものであること。</p> <p>なお、福祉・介護職員処遇改善加算費及び福祉・介護職員処遇改善特別加算費については、次により算定する。</p> <p>(i)～(ii) (略)</p> <p>② (略)</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ウ) 保護単価の設定の方法</p> <p>① 保護単価の関係者への通知</p> <p>都道府県知事、指定都市又は児童相談所設置市の市長は、その監督に属する障害児入所施設及び<u>指定医療機関</u>について、次の②から③までに定めるところによりその年度における障害児入所措置費の保護単価を設定しなければならないこと。</p> <p>この場合において、都道府県知事、指定都市又は児童相談所設置市の市長は、その保護単価その他の支弁に関する必要な事項について障害児入所施設及び<u>指定医療機関</u>の長に対し通知する措置を講ずること。</p> <p>② 事務費の保護単価の設定方法</p> <p>(i) (略)</p> <p>(ii) (i)により保護単価が設定されたときは、これをその年度の当初の月に係る事務費の支弁から適用するものとし、その後においてその年度中にその障害児入所施設及び<u>指定医療機関</u>の定員の改定等があった場合においては、その改定のあった日の属する月の翌月分(その</p>

新	旧
<p>分（その月の初日にその改定があったときはその月分）の支弁から、（i）の方法により、その施設の保護単価を改定する。</p> <p>③ （略）</p> <p>（エ） 各月の支弁額の算式及び支弁の方法</p> <p>① 都道府県、指定都市又は児童相談所設置市の支弁義務 都道府県、指定都市又は児童相談所設置市は、法第 50 条第 7 号及び第 7 号の 2 の規定によりその障害児入所施設及び指定発達支援医療機関に対し、②から④に定めるところにより月を単位として算定した事務費及び事業費の費目の種類ごとの支弁額を合計した額に、福祉・介護職員処遇改善加算費及び福祉・介護職員処遇改善特別加算費を合計した額をその月の措置費の支弁額として支弁しなければならないこと。</p> <p>② 障害児入所措置費の費目の使途 障害児入所施設及び指定発達支援医療機関に対する措置費の費目の種類は次のとおりとする。 （i）～（iii） （略）</p> <p>③ 障害児入所措置費の各月の支弁額の算式 障害児入所施設及び指定発達支援医療機関に対する措置費の各月の支弁額の算式は次のとおりとする。 （i）～（iii） （略）</p> <p>④ （略）</p> <p>（オ） 徴収金基準額</p> <p>① （略）</p> <p>② ①における各月の支弁額の算定方法 （i）（略） （ii）医療型障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置費の各月のその措置児童等 1 人当たりの支弁額は、別</p>	<p>月の初日にその改定があったときはその月分）の支弁から、（i）の方法により、その施設の保護単価を改定する。</p> <p>③ （略）</p> <p>（エ） 各月の支弁額の算式及び支弁の方法</p> <p>① 都道府県、指定都市又は児童相談所設置市の支弁義務 都道府県、指定都市又は児童相談所設置市は、法第 50 条第 7 号及び第 7 号の 2 の規定によりその障害児入所施設及び指定医療機関に対し、②から④に定めるところにより月を単位として算定した事務費及び事業費の費目の種類ごとの支弁額を合計した額に、福祉・介護職員処遇改善加算費及び福祉・介護職員処遇改善特別加算費を合計した額をその月の措置費の支弁額として支弁しなければならないこと。</p> <p>② 障害児入所措置費の費目の使途 障害児入所施設及び指定医療機関に対する措置費の費目の種類は次のとおりとする。 （i）～（iii） （略）</p> <p>③ 障害児入所措置費の各月の支弁額の算式 障害児入所施設及び指定医療機関に対する措置費の各月の支弁額の算式は次のとおりとする。 （i）～（iii） （略）</p> <p>④ （略）</p> <p>（オ） 徴収金基準額</p> <p>① （略）</p> <p>② ①における各月の支弁額の算定方法 （i）（略） （ii）医療型障害児入所施設及び指定医療機関の措置費の各月のその措置児童等 1 人当たりの支弁額は、別表 2（2）</p>

新	旧
<p>表2(2)～(17)及び別表3に掲げる各費目のその月におけるその措置児童等につき支弁した額(その措置児童等の在籍日数が1か月未満であるときの別表2(2)～(17)及び別表3に掲げる各費目のうちの月額保護単価による支弁額は、前記①の算式(2)に準じて算定した額。)の合算額とする。</p> <p>なお、民間施設給与等改善費及びスプリンクラー保守管理等費は、徴収の対象とはならないこととする。</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) 障害児入所医療費等国庫負担金</p> <p>ア 障害児施設措置医療費国庫負担金</p> <p>(ア) 基本額</p> <p>① 障害児入所措置医療費</p> <p>この国庫負担金は、各年度において、その地方公共団体における支弁総額(個々の障害児入所施設及び<u>指定発達支援医療機関</u>に対する各月の支弁額(治療に要する費用に限る。))の年間の合算額の全障害児入所施設及び<u>指定発達支援医療機関</u>の合計額をいい、その額がその地方公共団体が児童等の措置のために要した実支出額(治療に要する費用に限り、当該費用のための寄付金があるときは、その寄付金の額を控除するものとする。)を超えるときは実支出額とする。以下この項において同じ。)を基本額として負担するものであること。ただし、(1)のアの(ア)の①のただし書きに規定する場合には、その超える額をこの項における支弁総額から控除した額を基本額として負担するものであること。</p> <p>② (略)</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ウ) 保護単価の設定の方法</p>	<p>～(17)及び別表3に掲げる各費目のその月におけるその措置児童等につき支弁した額(その措置児童等の在籍日数が1か月未満であるときの別表2(2)～(17)及び別表3に掲げる各費目のうちの月額保護単価による支弁額は、前記①の算式(2)に準じて算定した額。)の合算額とする。</p> <p>なお、民間施設給与等改善費及びスプリンクラー保守管理等費は、徴収の対象とはならないこととする。</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) 障害児入所医療費等国庫負担金</p> <p>ア 障害児施設措置医療費国庫負担金</p> <p>(ア) 基本額</p> <p>① 障害児入所措置医療費</p> <p>この国庫負担金は、各年度において、その地方公共団体における支弁総額(個々の障害児入所施設及び<u>指定医療機関</u>に対する各月の支弁額(治療に要する費用に限る。))の年間の合算額の全障害児入所施設及び<u>指定医療機関</u>の合計額をいい、その額がその地方公共団体が児童等の措置のために要した実支出額(治療に要する費用に限り、当該費用のための寄付金があるときは、その寄付金の額を控除するものとする。)を超えるときは実支出額とする。以下この項において同じ。)を基本額として負担するものであること。ただし、(1)のアの(ア)の①のただし書きに規定する場合には、その超える額をこの項における支弁総額から控除した額を基本額として負担するものであること。</p> <p>② (略)</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ウ) 保護単価の設定の方法</p>

新	旧
<p>① 保護単価の関係者への通知 都道府県知事、指定都市又は児童相談所設置市の市長は、その監督に属する障害児入所施設及び指定発達支援医療機関について、次の②に定めるところによりその年度における措置医療費の保護単価を設定しなければならないこと。 この場合において、都道府県知事、指定都市又は児童相談所設置市の市長は、その保護単価その他の支弁に関する必要な事項について障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の長に対し通知する措置を講ずること。</p> <p>② (略)</p> <p>(エ) 各月の支弁額の算式及び支弁の方法</p> <p>① 都道府県、指定都市又は児童相談所設置市の支弁義務 都道府県、指定都市又は児童相談所設置市は、法第 50 条第 7 号及び第 7 号の 2 の規定によりその障害児入所施設及び指定発達支援医療機関に対し、②から④に定めるところにより月を単位として算定した費目の種類ごとの支弁額を合計した額をその月の措置医療費の支弁額として支弁しなければならないこと。</p> <p>② 障害児入所措置医療費の費目の使途 障害児入所施設及び指定発達支援医療機関に対する措置医療費の費目の種類は別表 3 の第 1 欄に掲げる費目とする。</p> <p>③ 障害児入所措置医療費の各月の支弁額の算式 障害児入所施設及び指定発達支援医療機関に対する措置医療費の各月の支弁額の算式は別表 3 の第 2 欄から第 4 欄に掲げるとおりとする。</p> <p>④ (略)</p> <p>イ (略)</p>	<p>① 保護単価の関係者への通知 都道府県知事、指定都市又は児童相談所設置市の市長は、その監督に属する障害児入所施設及び指定医療機関について、次の②に定めるところによりその年度における措置医療費の保護単価を設定しなければならないこと。 この場合において、都道府県知事、指定都市又は児童相談所設置市の市長は、その保護単価その他の支弁に関する必要な事項について障害児入所施設及び指定医療機関の長に対し通知する措置を講ずること。</p> <p>② (略)</p> <p>(エ) 各月の支弁額の算式及び支弁の方法</p> <p>① 都道府県、指定都市又は児童相談所設置市の支弁義務 都道府県、指定都市又は児童相談所設置市は、法第 50 条第 7 号及び第 7 号の 2 の規定によりその障害児入所施設及び指定医療機関に対し、②から④に定めるところにより月を単位として算定した費目の種類ごとの支弁額を合計した額をその月の措置医療費の支弁額として支弁しなければならないこと。</p> <p>② 障害児入所措置医療費の費目の使途 障害児入所施設及び指定医療機関に対する措置医療費の費目の種類は別表 3 の第 1 欄に掲げる費目とする。</p> <p>③ 障害児入所措置医療費の各月の支弁額の算式 障害児入所施設及び指定医療機関に対する措置医療費の各月の支弁額の算式は別表 3 の第 2 欄から第 4 欄に掲げるとおりとする。</p> <p>④ (略)</p> <p>イ (略)</p>

新				旧							
6～15 (略) 別表1 (略)				6～15 (略) 別表1 (略)							
別表2				別表2							
費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄		経費の 用途 第3欄	各月の支弁額の算式 第4欄		費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄		経費の 用途 第3欄	各月の支弁額の算式 第4欄	
(1) (略)	(略)		(略)	(略)		(1) (略)	(略)		(略)	(略)	
(2) (略)	ア エ (略)	(略)	(略)	(略)		(2) (略)	ア エ (略)	(略)	(略)	(略)	
	オ 被虐待児受入加算費	障害児入所施設及び指定発達支援医療機関に入所する措置児童であって、別に定める基準により虐待を受けていたものと認定された児童	(略)	(略)			オ 被虐待児受入加算費	障害児入所施設及び指定医療機関に入所する措置児童であって、別に定める基準により虐待を受けていたものと認定された児童	(略)	(略)	
(3) (略)	ア イ (略)	(略)	(略)	(略)		(3) (略)	ア イ (略)	(略)	(略)	(略)	

新				旧			
(4) 肢体不自由児療育費	主として肢体不自由児を 入所させる指定 発達支援医療 機関の措置児 童	(略)	(略)	(4) 肢体不自由児療育費	主として肢体不自由児を 入所させる指定 医療機関の措 置児童	(略)	(略)
(5) (略)	(略)	(略)	(略)	(5) (略)	(略)	(略)	(略)
(6) 重症心身障害児療育費	主として重症心身障害児を 入所させる医療型障害児入 所施設及び指 定発達支援医 療機関の措置 児童	(略)	次の算式(1)から算式(7)までにより 算定した額の合算額。 算式(1)～算式(2) (略) 算式(3) (看護代替要員費分) 看護代替要員費月額保護単価 160 円 ×その月初日の措置児童数 (指定発達 支援医療機関に入所させる場合は除 く。) 算式(4)～算式(5) (略) 算式(6) 児童発達支援管理責任者専任加算 月額保護単価 7,570 円×その月初日の 措置児童数 (指定発達支援医療機関に 入所させる場合は除く。) ただし、加算を算定する場合は、児 童発達支援管理責任者を専任で配置し た場合に限る。 算式(7) 小規模グループケア加算分月額保護 単価 73,250 円×その月初日の別に定	(6) 重症心身障害児療育費	主として重症心身障害児を 入所させる医療型障害児入 所施設及び指 定医療機関の 措置児童	(略)	次の算式(1)から算式(7)までにより 算定した額の合算額。 算式(1)～算式(2) (略) 算式(3) (看護代替要員費分) 看護代替要員費月額保護単価 160 円 ×その月初日の措置児童数 (指定医療 機関に入所させる場合は除く。) 算式(4)～算式(5) (略) 算式(6) 児童発達支援管理責任者専任加算 月額保護単価 7,570 円×その月初日の 措置児童数 (指定医療機関に入所させ る場合は除く。) ただし、加算を算定する場合は、児 童発達支援管理責任者を専任で配置し た場合に限る。 算式(7) 小規模グループケア加算分月額保護 単価 73,250 円×その月初日の別に定

新				旧			
			める基準による小規模グループケア加算対象措置児童数（指定発達支援医療機関に入所させる場合は除く。） （注）（略）				める基準による小規模グループケア加算対象措置児童数（指定医療機関に入所させる場合は除く。） （注）（略）
(7)	障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童であって義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部に在学中のもの及び特別支援学校の高等部第1学年に入学するもの。	(略)	(略)	(7)	障害児入所施設及び指定医療機関の措置児童であって義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部に在学中のもの及び特別支援学校の高等部第1学年に入学するもの。	(略)	(略)
(8)	障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童であって、学校給食を実施している義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部に在学中のもの。	(略)	(略)	(8)	障害児入所施設及び指定医療機関の措置児童であって、学校給食を実施している義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部に在学中のもの。	(略)	(略)
(9)	障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童であって、小学校第6学年、中学校第3学年若しくは特別支	(略)	(略)	(9)	障害児入所施設及び指定医療機関の措置児童であって、小学校第6学年、中学校第3学年若しくは特別支	(略)	(略)

新				旧			
行 費	は特別支援学校の高等部第3学年（高等学校を含む。）の在学中のもので、その学校の教育課程において実施される見学旅行（通常の「修学旅行」をいう。）に参加するもの。			行 費	援学校の高等部第3学年（高等学校を含む。）の在学中のもので、その学校の教育課程において実施される見学旅行（通常の「修学旅行」をいう。）に参加するもの。		
(10) 入 進 学 支 度 金	障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童であって、小学校第1学年に入学し、又は中学校第1学年に進学するもの。	(略)	(略)	(10) 入 進 学 支 度 金	障害児入所施設及び指定医療機関の措置児童であって、小学校第1学年に入学し、又は中学校第1学年に進学するもの。	(略)	(略)
(11) 特 別 育 成 費	障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童であって、別に定めるところにより、高等学校に在学しているもの及び高等学校第1学年に入学するもの。	(略)	(略)	(11) 特 別 育 成 費	障害児入所施設及び指定医療機関の措置児童であって、別に定めるところにより、高等学校に在学しているもの及び高等学校第1学年に入学するもの。	(略)	(略)

新				旧			
(12) 夏季等特別行事費	障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童であって、義務教育諸学校に在学しているもので、その学校又は教育委員会が、当該学年の児童・生徒の全員を参加させて行う夏季等の臨海、林間学校等の行事に参加するもの。	(略)	(略)	(12) 夏季等特別行事費	障害児入所施設及び指定医療機関の措置児童であって、義務教育諸学校に在学しているもので、その学校又は教育委員会が、当該学年の児童・生徒の全員を参加させて行う夏季等の臨海、林間学校等の行事に参加するもの。	(略)	(略)
(13) 期末一時扶助費	障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童	(略)	(略)	(13) 期末一時扶助費	障害児入所施設及び指定医療機関の措置児童	(略)	(略)
(14)～(16) (略)	(略)	(略)	(略)	(14)～(16) (略)	(略)	(略)	(略)
(17) 葬祭費	障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童であって、死亡したもの（以下「死亡児」という。）	(略)	(略)	(17) 葬祭費	障害児入所施設及び指定医療機関の措置児童であって、死亡したもの（以下「死亡児」という。）	(略)	(略)

新

別表3

費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の 使途 第3欄	各月の支弁額の算式 第4欄
(1) (略)	(略)	(略)	(略)
(2) 肢体不自由児療育費	主として肢体不自由児を入所させる指定発達支援医療機関の措置児童	(略)	(略)
(3) (略)	(略)	(略)	(略)
(4) 重症心身障害児療育費	主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童	(略)	(略)

旧

別表3

費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の 使途 第3欄	各月の支弁額の算式 第4欄
(1) (略)	(略)	(略)	(略)
(2) 肢体不自由児療育費	主として肢体不自由児を入所させる指定医療機関の措置児童	(略)	(略)
(3) (略)	(略)	(略)	(略)
(4) 重症心身障害児療育費	主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設及び指定医療機関の措置児童	(略)	(略)

新				旧			
(5)	障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童であって疾病、障害等により医師、歯科医師等によって、診察、治療、投薬、手術等の医療を受けるためその支弁が必要と認められるもの	(略)	(略)	(5)	障害児入所施設及び指定医療機関の措置児童であって疾病、障害等により医師、歯科医師等によって、診察、治療、投薬、手術等の医療を受けるためその支弁が必要と認められるもの	(略)	(略)
別表4～別表5 (略)				別表4～別表5 (略)			
別表6				別表6			
各月初日の措置児童の属する世帯の階層区分			入所施設	各月初日の措置児童の属する世帯の階層区分			入所施設
階層区分	定義		徴収金基準額 (月額)	階層区分	定義		徴収金基準額 (月額)
A～D14	(略)		(略)	A～D14	(略)		(略)
備考	1～2 (略) 3 この表の「入所施設」とは、障害児入所施設及び指定発達支援医療機関(入所に限る。)をいう。 4～5 (略)			備考	1～2 (略) 3 この表の「入所施設」とは、障害児入所施設及び指定医療機関(入所に限る。)をいう。 4～5 (略)		